

支援を必要とする子どもたちのために



手帳の交付



①身体障害者手帳

身体に障がいがある方に交付をされ、障がいの程度により1級から6級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請の窓口は、社会福祉課、または各地域の振興事務所地域市民課です。
問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

②療育手帳

知的障害者と判定された方に交付をされ、障がいの程度によりA1、A2、B1、B2の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請窓口は、社会福祉課、または各地域の振興事務所地域市民課です。
問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

③精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から3級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請窓口は、社会福祉課、または各地域の振興事務所地域市民課です。
問い合わせ：健康福祉部社会福祉課



手当や医療費

①障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度心身障害児を対象に、月額14,380円が支給されます。2, 5, 8, 11月にそれぞれの前3ヶ月分が支給されます。(所得制限があります)
問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

②特別児童扶養手当

精神、または身体に障がいのある20歳未満の児童の監護者を対象に、1級で月額50,750円を、2級で月額33,800円が支給されます。4, 8, 12月にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。(所得制限があります)
問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

③重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳の級が1級から3級までの方、または療育手帳A、A1、A2、B1の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の級が1級または2級の方を対象に、医療費保険適用分(入院時の食事療養標準負担額は除く)を助成します。(所得制限があります)

問い合わせ：健康福祉部社会福祉課



生活の支援



①障害者温泉入浴助成事業

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方を対象に、市内の温泉施設の利用助成を行います。

公共温泉施設

- ・湯の平温泉（高鷲町）—利用料50円　・日本まん真ん中温泉子宝の湯（美並町）—利用料50円
- ・明宝温泉湯星館（明宝）—利用料50円　・やまと温泉やすらぎ館（大和町）—利用料200円

民間温泉施設（助成金額は、1回の利用に対して100円です）

- ・郡上温泉「宝泉」（八幡町）　・高畑温泉（八幡町）　・母袋温泉（大和町）
- ・美人の湯しろとり（白鳥町）　・天然温泉「満天の湯」（白鳥町）　・ふたこえ温泉（高鷲町）
- ・天然鷲ヶ岳温泉（高鷲町）　・牧歌の里温泉「牧華」（高鷲町）

※ 民間温泉施設の助成を利用される場合は、「障害者手帳等と温泉施設利用割引券」が必要です。

問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

②ケーブルテレビ放送施設使用料助成制度

自主放送チャンネル（郡上市ケーブルテレビ・インフォメーションネットワーク郡上八幡[ING]）を利用中の母子・父子のみの世帯や生活保護世帯、主たる生計者が身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの場合や療育手帳A1・A2をお持ちの方がいる世帯で市民税非課税世帯に対して、郡上市ケーブルテレビ放送施設使用料助成を行っています。

平成22年4月1日からは、新たに精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる市民税非課税世帯も助成事業の対象となりました。

【助成の対象世帯】

対象の世帯区分		助成の額
(1) 母子父子のみの世帯 (2) 主たる生計者が身体障がい者手帳の1級 又は2級保持者の世帯 (3) 主たる生計者が視覚・聴覚障がい者の世帯 (4) 重度(A1・A2)の知的障がい者を有する世帯 (5) 重度(1級)の精神障がい者を有する世帯	市民税 非課税世帯	月額 525円以内
(6) 生活保護世帯 (7) 中国残留邦人等支給給付世帯		月額 1,525円以内

問い合わせ：健康福祉部社会福祉課

③その他の助成

下記の各種助成も行っています。詳細については、健康福祉部社会福祉課までお問い合わせ下さい。

- ・有料道路通行料金の割引・鉄道運賃等の割引・NHK放送受信料の減免・自動車運転免許の取得費の助成・自動車改造費の助成・介助用自動車の購入費助成・住宅改善費の助成・補装具費の助成
- ・日常生活に必要な用具の助成・在宅障害者交通費助成

★障害者自立支援法★

平成18年4月から、障がいのある方が自立して暮らすために「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです。相談窓口は、健康福祉部社会福祉課、または各地域の振興事務所地域市民課です。

★心身障害者扶養共済★

障がいのある方を扶養している保護者が、生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が万が一死亡したとき、または重度障害者になったときに、その保護者に保護されていた障害者に終身一定額の年金を支給します。対象者は、身体障害者手帳1級から3級又は療育手帳の交付を受けている障害者、および精神又は身体に永続的な障がいのある方で、身体又は療育手帳の交付を受けている方と障がいの程度が同程度と認められる方を扶養している65歳未満の方です。

問い合わせ：健康福祉部社会福祉課



児童デイサービス



心身の発達に遅れのある児童が通園して、療育訓練や生活指導を受けることができます。

市内には、下記の児童デイサービス事業所（ことばの教室）があります。

*ひまわり教室（八幡町小野6-2-4）

TEL 65-5967 → [マップ](#)

*大和ことばの教室（大和町島5327）

TEL 88-2090 → [マップ](#)

*白鳥ことばの教室（白鳥町白鳥33-5）

TEL 82-3112 → [マップ](#)

*美並ことばの教室（美並町白山1271）

TEL 79-3764 → [マップ](#)

